

〔翻 訳〕

『閑 中 録』(五上)

作 恵慶宮 洪氏
翻訳 梅山 秀幸

和平翁主は宣禧宮のお産みになった最初の女子で、英廟のご慈愛も格別でいらっしやった。ご自身の性行も温和かつ柔順で、すこしも驕ったところがなく、ご自身だけが父王のご慈愛をこうむり、東宮がそうではないことを、おのずと不安にお感じになって、いつも、

「こんなことはおやめになってください」

とお諫め申されていた。

東宮にかかわることについては、力のおよぶかぎりは助力なさり、大朝が激怒なさったようなときにも、この翁主の力でお鎮まりになり、事なきを得ることが多かった。小朝はそれをありがたくお思いになり、すべてに信頼をお置きになったが、戊辰の年(1748)以前¹⁾、東宮が安穩でいらっしやったのは、すべて、この翁主の功績であったといつてよい。もしこの翁主が長生きされて、父子のあいだの調和を取り持っていらっしやったなら、有益なことが数多くあったろうに、残念なことに、夭折なさったのであった。

英廟のお哀しみはそれは深いものであったが、鄭氏の妻となった和緩翁主を和平翁主の次には愛していらっしやったから、和平翁主亡き後には、ご自分のお気持ちを寄せ、愛情をお注ぎになるところがなく、しだいに鄭妻へのご情愛をお移しになったのであったが、その格別なご寵愛のありさまを、どうしてここに記録することができようか。

そのとき、鄭妻の年齢はまだ十一歳で、雛遊びにうつつをぬかしているお年ごろ、どうして、宮中のことがおわかりになったろう。宣禧宮がいらっしやることであり、婿の鄭致達も、その叔父がまつりごとのわかる宰相であったから、例がな

いほど、小朝に誠忠を尽くしたものであったが、自身の嫁の和緩翁主だけを愛し、東宮には慈愛が乏しかったことを、不安にも、恐ろしくも思っ、つねに嫁を戒めることを怠らなかつた。

鄭妻の振る舞いが後には奇怪であつたにしても、さしあつて、鄭氏の存在は、景慕宮にとっては有益で、害はなかつた。小朝が陵行に随駕なさろうとしてならなかつたときも、そして温陽への旅行の際も、力を尽くして周旋して、その他、危急なときに、一步のところでもその危急からお救い申したことが一度、二度のことではなかつた。ついにはあのような憎みで終つてしまつたものの、事理はたださなくてはなるまい。もし、この鄭致達及早死にせず、男子、女子に恵まれて、家庭の幸福を楽しんでいたならば、鄭妻が宮中にいて、その窮まりのない謀略をくわだてることがあつたらうか。

鄭妻が未亡人になつてからというもの、英廟はこれを外出させることもなく、そのお側に置いて、すこしの間もお離しにならず、万事がこの人の思うがままになるようになった。特に壬午の年(1762)の禍變の後というもの、宮中にはなにごともなく、宣禧宮がお亡くなりになつて、だれも咎めるものがいなくなり、夫の家にもだれもいず、ただ幼い養子がいるだけであつたから、はばかりのものも、遠慮するものもなくなつていった。そうして、父王の寵愛は日に日に増していくばかりであつたから、鄭妻はまったくの心のおもむくまま、放埒を極めるようになった。

おおよそ、この人の性行は、争いを好み、猜疑心にあふれ、妬み深く、権勢を好む点で、女性の中でも特別のものがあつた。そのうえ、自分のほかにだれかが寵愛を得ることを嫌つて、内人であっても、ご信任が厚いようだと、それを嫌い、世孫を自分の掌中に納めて、一時たりとも手放さず、わたくしが世孫の産みの母であるのを憎み、自身が母であるかのように振る舞おうとした。

わたくしが将来大妃となつて、自分をないがしろにするのを恐れて、甲申の年(1764)の処分²⁾も引き起こしたのであつた。また、世孫と世孫嬪が仲睦まじいのを妬んで、百まで離間、いや千まで離間の画策を行つて、是が非でも、ご夫婦の間を氷と炭のように仲違いさせようとしたのであつた。また、世孫が宮女をお近づけになるのを嫌い、一瞬たりとも、女たちにお目をおかけになることがないようにした。というのも、お世継ぎがお生れになるのを恐れたからで、世孫と外家とが背くように計略をめぐらせたために、世孫の外家に対する情愛がおろそかになつていったが、これがすなわち己丑の年(1769)の別監の事³⁾である。

世孫が舅になじんでいらっしやるようなら、その舅の清原府院君金時黙を妬み、世孫が『宋史』をご覧になるために外に出かけようとなさると、『宋史』を妬み、百千万の事柄に自分だけが権力をほしいままにし、わがことだけを考えて、他のことはいっさい顧みなかったが、これはいったいどういう人間であったろうか。

これらはみな国家の運命にかかわることであるのに、天はどのような意図でもって、あの年のことをあらしめ、宗國を転覆させようとして、こうした怪異なる女性を出現させて世間を混乱させ、朝臣たちを腐った魚肉と化さしめたのか、まったく理解できない。

あの年の禍変の原因というのは、すべて父子のあいだが常態ではなかったために、転々としてあした事態に立ち至ってしまったので、それがわたくしの平生の骨を刻むような至恨となった。英廟はご子息に対してあのようになさったが、一方で、孫に対してまたそのようなことをなさるおつもりがあったであろうか、龜柱⁴がわたくしの傍を害そうとうかがっている気配があったから、もし世孫が王さまのお心になつていなかったなら、はたしてどのようなことになったやら。

世孫の安危と王さまのお心をお引きとどめすることは、もっぱら鄭妻にかかっていたので、わたくしは別宮にいて思うにまかせず、万事をみなこの人にまかせ、どのようなことがあろうと、王さまのお心にだけは背かぬようにと世孫をいまして、

「姑母上を、わたくしと申して、ご覧なさるよう」と申し上げた。

鄭妻はわたくしの心を痛み、その情を肅然と受け止めて、そのおりには、わたくしのことばを尊重して、なにごとにもお役に立ちましようと、ことばを尽くしたのだった。

英廟は万事この人のことばどおりになさり、どのようなまちがいがあっても、この人がそれをよしとすれば、それをよしとし、よいことであっても、この人がけちをつければ、それをやはりよくないこととされたのであった。

世孫はもともと愛されていらっしやったとはいうものの、あの年の後、引き続き、なにごとにもなかつたのは、やはり鄭妻の力であって、世孫のことはこの人にすっかりゆだねってしまったのだった。王さまのおことばのまま、百千の奇怪なことが出来たかもしれないのだが、まことに、わたくしが世孫のために心を尽くして、この人に気を配っていなければ、はたして世孫の安危はどうなっていたことだろう。

丁丑の年(1757)、根柢のない噂があつて、小朝には鄭致達を殺そうとなさる狼藉があつた。小朝には好んでそんなさる意志はさらさらなく、お父さまが入つていらつしやつて、

「まずは事をお鎮めになつてください」

と申し上げて、小朝も、

「そのようなことはすまい」

とおっしゃつて、鄭翬良⁵⁾にお手紙をみずからお書きになつたのだつた。

鄭翬良ははなはだ感激して、辛巳の年(1761)の西行のときも、よく周旋して、事を収めたので、自然とわが家とも親しくなつた。この人はその甥の妻⁶⁾にわが父上のご恩に触れて、わたくしとも親しくするように告げ、お父上にまごころをもつて振る舞い、賞賛したりもしたのだつた。

この鄭翬良の死後、その一家には頼るべき人がいず、翬良が

「厚謙⁷⁾を教えしつけるのを洪氏にお願いしよう」

と云つて、わたくしにも、お父上にお頼みするよういつたのだが、はたしてお父上は仁慈なるお心である上、厚謙をかわいがられ、お側において、事にしたがつてお教えになつたが、けしからぬことに、かれはもともと人のことばを聞かないたちで、どのような噂があつたものか、頼るもののない子どもの身で、雑類を疑う噂を聞いたかして、ご自身も真情で教訓なさること数度におよび、その人に対しても、

「こうこうして、そうすれば、よかろう」

とねんごろにお教えになつた。

しかし、厚謙というのは、もともと幼いころから怪妄なる毒物であつたのか、その父兄がいず、その母の形勢を信じ、早くから傲慢放恣なる性格が現われ、お父上のお教えになつたことを守るといふこともなくなつた。またその母が、凶悪な性癖から、わたくしに恨みを抱き、なんとしたことか、負けず嫌いでもあつたものだから、わが子の過ちが話されるのを聞くことを嫌うようになって、その後、その人のことばも顔色もはつきりと今までとは異なり、やむをえず、お父上に、

「教えても従わないようになって、もうわが一家の者とはいえず、思うがままに振る舞つて、わが家にも恨みをもつようになりました。これ以後というもの、どうなることか知りません」

と申し上げた。

それ以後、おのずとたがいに疎遠となつていつたが、まもなく、続けて大科と小

科⁸)を行って、ご寵愛の娘の息子として、その貴重貴愛なさは、他にくらべようものがなく、恩寵が日に日に盛んになっていき、つきまとわる人も多く、そそのかす人も多く、亀柱もこの厚謙に協力して、ついにはわが家と角立するようになったのだった。

壬午の年（1762）から甲申の年（1764）までは、宣禧宮はわたくしに同心して、世孫が立派に振る舞われるように事ごとに礼法にのっとって導かれ、きびしく戒められたので、世孫は幼な心にもおもしろくなくお聞きになっていたようであった。わたくしもまた母としての心配から世孫の言動をうかがい、おのずからお耳に痛い忠告も申し上げたが、もともとわたくしの性格は人におもねることができず、子どもに対してもどんな甘言を弄することができたらう。

そのようなとき、その姑母の鄭妻はといえば、生死禍福のすべてをその掌中ににぎり、存亡もすべてその口にかかって、即刻取り決めることができたから、世孫はどうして畏怖せずにいられたろう。権勢を前にして恐れる気持ちから鄭妻に情をお移しになり、鄭妻はその情をいいことに、あかもひとえに世孫を独り占めにするようになって、母親の役割をみずから果すために、われら母子の情を奪い取ろうと、乙酉の年（1765）のころから、企んだものであった。

甲申の年（1764）の前には、世孫はお祖母さまになついでいらつしやったから、その姑母が権謀術数をふるう余地はなかったのが、宣禧宮が亡くなられて後というもの、遠慮するところがなくなって、すべてが意のままになるようになったから、世孫をそそのかし、王さまにはことば巧みに取り入って、特別な愛情をこうむり、世孫が自分に感謝なさを、孝行にはげまれるように仕向けた。宮中では目にしたことのないような刺し子の衣服や、装飾のついた革靴、あるいは見事な小刀のような子どもの喜びそうなものを与え、飲食についても、宮中の普通の飲食のほかに、わたくしどものあきれるばかりのご馳走をさしあげたのであった。お父上はできるだけそうした華美なことを避けて、不必要な衣服、飲食、玩具などをさしあげることなどはなさらなかった。母親のわたくしは世孫の身を思って直言をはばからず、往々にして叱りつけるようなこともあったし、外家もそのような衣食をさしあげることで格別に情を露わに出すというようなこともしなかったから、子どもの心の内ではしだいに母親とその里とは味気ないものとなり、その逆に姑母は情深くて、たいせつなものとなって、以前はわたくしの里に向けられていた情愛がしだいに減じていったのだった。

乙酉の年(1765)の冬の頃から、お食事をなさるとき、鄭妻と一つの膳をごいっしょなさるようになり、その場にわたくしが居合わせても、「一つ膳をどう思うか」とか「奢侈な食事をどう見るか」とはばかられるご様子もなく、わたくしがどう振る舞うかに意をはられることもなく、無関心なご様子がしだいに現われるようになった。世孫はいまだ十三歳の幼さだったから、ご本人には責任はなく、鄭妻がいくらかでも人の心を持ち合わせていると信じて、実の母と子とでありながら、わたくしは人並み外れた情理でもって、わが子のためを思い、その人に托したのであった。われら母子の情理はかくも悲惨かつ憐れなものであったから、一つでも教えさとし、協力して、よくなることを望み、たがいに一つの心で過ごすことが人情天理として当然のことであったのに、この人が我意でもって、忽然とこのようにして、母子の間を引き離そうと企んだとは、わたくしにはなす術もなく、なんと凶悪な輩であろうか。このようなことを、わたくしはかつて知らず、ことばにも表現のしようもない。

丙戌の年(1766)の春、英廟がおわずらいになり、一月あまり病床にお伏せりになって、看病の者は中宮殿⁹⁾の居所である会祥殿に侍ることになり、鄭妻と世孫も昼夜同じところにいらっしゃったが、わたくしはお見舞いにだけ参つてすぐに帰らなければならなかった。この齟齬の理由は知る由とてなかった。

実は、そのとき、亀柱と厚謙が同心して、中宮殿にも世孫にもことば巧みにいいよって、一方、鄭妻はわたくしと世孫を離間しようとして、中宮殿に行つて仲間となつたのだが、これは亀柱が厚謙に加勢したためであった。

そうこうするうちに、英廟はお父上をおとしめる讒言をお聞きになった。しかし、もともと君臣のあいだの信頼は厚く、ただ一度の讒言ではひびが入るようなことはなかったものの、お父上はお祖母さまの喪に服して三年を家に閉じ籠つていらっしゃつたのであった。事情は朝廷に毎日参つて拝するのとは違い、その間に数多くの讒言が現われた。

また、戊子の年(1768)には、厚謙が水原府使になろうとしたが、お父上はそのときの領相金致仁に手紙を書いて、この任命を差し止めたのであった。その手紙には、

「率直にいわせてもらえば、ようやく二十歳になった若者に五千の兵馬を率いる官職を与えるのは、国を危うくするものであり、また、その者を愛する道理でもございません」

と書いて、あくまで反対なさったのであった。

厚謙がようやく長じて、権勢を握るに至って、人にもそそのかされ、以前の水原府使に任命されなかった件に、さらにいろいろな恨みが加わった。鄭妻は中宮殿に情を通わせることに力を尽くし、亀柱父子や厚謙やが、みな一味になって、わがお父上を害そうと企んだのであったが、お父上は喪が明けるやふたび重職におつきになって、待遇は以前とすこしも変わることがなかった。お父上が英廟のご恩にはたとえ深く感謝なさったにしても、そうなったらそうなたで、あの者たちのお父上を嫌うことはますます募って、鄭妻はその子と亀柱の言を納れて、お父上を前のように誉めたたえて¹⁰⁾、きょう害そうか、あす害そうかというありさま、ことわざ「十度切られて倒れぬ木はない」というとおり、お父上に対する王さまの寵遇もしいだいに衰えていったのだった。

凶悪なる企みで世の人心を波乱の中に巻き込んで、わが家をこのような状況に陥れる曲折があったものの、丙戌の年(1766)には、興恩副尉¹¹⁾が婿となって、その容貌も挙措動作も美しく、世孫もこの妹婿とお親しみになったが、己丑の年(1769)には、その男子もそっぽを向いて、別監たちを連れて外に出て遊興することが度重なるようになって、東宮にはお待ちになっても、待ちぼうけとなって、体面を失されるようなことが多くあった。世孫は幼い心でありながらも、よく我慢なさり、排斥なさることはなかったが、世孫は興政堂にいらっしやって、わたくしのいる居所とは遠く、事細かな状況はわからなかった。

興恩が総監として番をするときには、必ずお側にやって来て、世孫はごいっしょに遊ばれるようになっていき、それに乗じて、鄭妻は世孫を掌中に握り、けっして手綱をゆるめることなく、一事として世孫のご自由にならないようにしたのであった。

世孫と世孫嬪のあいだがうまくいかないように仕向け、世孫が世孫嬪の家に親しまれるのを妬んで、引き離そうとも画策した。清原¹²⁾の六寸である金尚黙が厚謙と親しんで、陰謀の首謀者となったときには、尚黙の顔を立てて清原の家はまだそのままであったが、外家をまず引き離そうとする企みの中で、世孫が興恩を愛していらっしやるのを妬んで、一つの矢で二つの的を射んものと考えて、ある日の夜、わたくしのところに来て、

「世孫は興恩に惑わされていらっしやる。今回の宮中の宴のときには、街の芸妓の美しさをお耳に入れたり、自分のなじみの女をご覧に入れたり、また別監たち

に女たちを連れて来させたりといったありさま。

その他にも普通ではないことが多く、そのようなとき、われわれとしてはいったいどうすればよいでしょうか。お父さまの景慕宮の末路も思い合わされるのです。別監たちのせいです。そうした悪事に染まってしまつては、世孫はまだ少年でいらつしやるのに、そのようなことをそそのかし、普通ではない興恩を、困つたことに、世孫は親しい者としてお近づけになっている。外出なさるようなとき、外でどのようなお振る舞いがあったやら。これをなんとか処置しなければ、またあの年のお父さまのような目にお遣いになるでしょう。

わたくしめが世孫の補導を承つて、これを戒めようとしても、わたくしめが申し上げれば、これを嫌われ、ある日、わが一人子を書そうとまでなされたが、国家のためにはやむをえません。

こんなことを申し上げても、けつして他に口外なさらぬようお願いいたします。その別監たちは流してしまう方がよく、事が募つて、重大事にならないうちに、しかるべく処置をする方がよろしいでしょう。領相は外祖父でいらつしやるから、諫めるべきは諫め、別監たちは法によつて処分すればいいのです」と、しみじみと語つた。

まったくの真情でもつて、国のために世孫を心配している様子を見せて、事細かに話をしたが、わたくしの終身の至痛至恨は最初からよき人の助けを得られなかったことであろう。別監たち雑類に感化されて、しだいにそのようなことになつていったかと危惧し、世孫の立派に成長なさるのをひたすらに望みに望んでいたから、わたくしは朴直なる心でもつて、この人の言を真に受けたのであつた。この人が世孫に対するまごころでもつて、ご当人のために憂嘆するのであると信じ、どうしてこうして実の母親との離間をはかり、外祖父を遠ざけようとする策略だと気づくことができたであろう。

「あの年のようなことがまた起ります」

ということばははなはだ恐ろしく、この人がこのようにいった後にわたくしがもし事態をそのまま放置しておけば、この人は自己のこゝろをもつて、大朝に申し上げ、大きな騒ぎを起こすのは目に見えてもいた。わたくしは驚いて、興恩のことを恐れて、世孫におつきあいをさしひかえるように忠告しようとしたが、この人がまた、

「事をどうしてそうお急ぎになるのですか。時間をかけてそのようになるように

仕向け、騒ぎが起らないようになさるのがよろしいでしょう。領相に『その別監たちを罰するように』と書いた手紙を送り、その際、絶対に子弟たちに漏れぬようにしなければなりません。封書を世孫の嬪宮に渡して清原に伝え、さらに領相に伝えて、他には秘密の内に事を進めて、この者どもを除いてしまうことにしましょう」

といったが、これは清原までも陥れようと企んでのことであった。わたくしはそのまがまがしい企みにまったく気づかず、世孫の頻繁な外出を心配するのにもっぱらで、清原へのことばはおごなりにして、お父上に封書して、心配を洗いざらい書いて、

「この別監たちを配流してしまってください」

とお願ひしたのであったが、お父上は、

「そんなことをしては、大騒ぎになる。しばらく放って置こう」

とおっしゃった。

兄弟たちも諫めて、そのままに放って置こうとするようなので、わたくしは気がではなく、肝腸をしぼるような思いで、

「あの年のようなことが、ふたび起こります」

という、恐ろしいことばでもって、世孫のために苦心して、何度も便りをしたが、終始、聞き入れられることがなかった。

鄭妻がわたくしをそそのかし、

「領相がお国のためにどのようなおつもりでいらっしゃるのかわかりませんが、このままでは、世孫が外出なさるのを、いったいだれがお引き留めできましようか」

といて、慨嘆して、憂慮する様子を見せるので、わたくしは三、四日食が喉を通らず、お父上にお便りして、

「もしあの者たちを排除なさらず、世孫が外出をお続けになるようなら、わたくしは生きていくことはできません。食を断って、死んでしましましょう」

と申し上げた。そのため、お父上は何度もお考えあぐねられた末に、やむをえず、

「世孫のためを思って、死生禍福を他にゆだねることとしよう」

とおっしゃって、清原と議論をなさって、決断なさった。

そのとき、刑曹参判であった趙榮順が、最初は、

「そんなことをなさってはいけません」

といて諫めたのであったが、後には、お父上のことばにしたがつて、

「帝王の家は特別であり、たしかに、将来、このことが一大事になるやもしれません。大監が国家のために苦心し、まごころを尽くし、死生禍福を度外視して、事にお当たりになるのには、心を打たれます」

といて、その別監たちを捕え、一言も尋問することなく、配流した。

お父上は世孫に上書して、

「興恩のように気まぐれで、たよりのない人物をどうしてお側にお近づけなさるのですか」

とおっしゃり、

「興恩がしきりに外出したために、別監たちを罰せざるをえませんでした」

とおっしゃって、拝謁なさることもあったが、お諫めになっても、世孫はまだ思慮分別のそなわっていないお心で、いたく恥じ入って、この母とお父上のご自身のために尽くすまごころをおわかりにならず、お憤りになった。

鄭妻は限りない悪心でもって、わたくしがそのようにしたというの、世孫の振る舞いに過ちがないよう慮つてのことであつたのを知っていながら、

「慈母の心配からそうするのは当然のこと、外祖父が国家のためを心配して、王世子の徳望が減じないかと考えてそうするのも、正しいことといわなければならない。だから、今度のことなど、すこしもどうということなく、心配するに及びません。おふたりのことばをお聞きください」

というでなく、わたくしには憂慮するふりだけを見せて、世孫には衝動的に、

「こんどことはなるがままに任せましょう。このように大騒ぎになって、世間に知らないものがなく、殿下はどのようなことにおなりでしょうか。外祖父にかがったところで、お助けくださるわけではなく、むしろ過ちを暴き立てようとなさる。そのような人情がいったいどこにありますか」

といて、何度となくあおり立てるありさま、そのとき、世孫は鄭妻の掌中にあつて、そのことばをすっかりお信じになり、日毎にそのことばでもって欠点をあげつらい、厚謙もまたやって来ては、徳望を傷つけるようなことをして、内と外とであおり立てたものだから、ご自身が少年のお心で外祖父を尊んでいらつしやつたお気持ちにがにわかに変じてしまわれた。母子の間であつても、どのようなことをすれば、これまでの隙のない間柄を保つことができたであろうか。

そのときの世孫のお怒りとご不安は推し量ることのできないほどで、わたくしも

また限りない不安を抱えていたが、しかしながら、わたくしにしろ、お父上にしろ、ただ世孫ご自身に過ちがないかと心配して、心を砕き、後日のことを念慮していたのであって、どうすれば、世孫はあのようにお怒りであったのか。というものの、わたくしになさること、お父上になさることなどは、いささかも変わったところなどなかったのだが、ともあれ、わたくしども父娘は世孫のためによかれとだけ思って、後患の無きよう心を砕いたのであった。

その後、乙未の年（1775）に、国榮などが、

「己丑の年（1769）の別監流配の事件はまったく気の毒だった」

と言い出して、世孫が王位に即かれて、わたくしは初めてその事件の首尾曲折をみな話すことができ、

「鄭妻のいった『あの年のようなことがふたたび起こりましょう』ということばを恐れたのですが、ふつうのんびりであっても、母が子の無事の成長を祈る、その心情をどうか顧慮していただきたいものです。わたくしはなおさらのこと、以前の禍変を経験しておりますので、ひとりの子どもを支えて、私情の外にも、国家の将来のために、最善を尽くそうという気持ちがいかにかりであったでしょう。

あの人のことばを軽率にも信じ、おどろき、恐れ、心配のあまり、もしお止めしなければ、大朝のお耳にも達して、またあの年のような大事が出来することにもなろう、あの人は移り気で、ついには大朝がご存じになるようなことになっても、不思議ではなく、もし大きな騒動が起これば、殿下がどのような立場に立てれることになるかわからない——『あの年のようなこと云々』のことばで怖じ気付いて、お父上や兄弟たちがみなそんなことにならぬように努め、わたくしも食を廃して、自決する覚悟までして、是が非でも処置なさるように仕向け申したものの、それはもっぱら朴直な母親の心でしたことに過ぎません。

鄭妻は凶計でもって、わたくしに別監たちを罰させ、世孫にはあおりたてて、欠点を暴き、母親と外家を離間させようとしたのは、まったくもっていかなる考えからであったのでしょうか。このことがきっかけになって、亀柱や厚謙の輩が、外に向かつて、洪氏が世孫に対して罪を犯しているという噂を流したのでした。

洪氏一族がどんなことをしようと、世孫は外家の者を捕縛するお気持ちなどさらさらなかったのに、世孫を後見する洪氏の者が世孫のお側から離れて後という

もの、洪氏を討つことなどとても容易なことだとして、そのときには、いわゆる十字士の某々という者どもが亀柱や厚謙の新しい勢力におもねって、わが洪家と戚里を攻撃する党派となって、転々としてあのような状況におちいつてしまったのです。

しかしながら、もとはといえば、このわが手で、わが父上に禍をもたらしたのにちがひありません。今になって考えても、わたくしがお父上や殿下のために尽くしたまごころは恥ずかしいものではないつもりですが、とはいえ、まったく不孝なる罪を万回となく作ってしまいました。これはどうしてもあがなうことのできないものです」

と申し上げた。

先王は笑いながら、

「それはもう昔のこと。どうして今となってまた後悔することがありましようとおっしゃった。その後になっても、この話しになると、どういふものか恥じ入りなさるご様子があつて、

「もうすっかり忘れてしまった」

とおっしゃった。

庚申の年(1800)の冊封において、趙榮順¹³⁾の官位を回復なさり、喜色を満面に浮かべて、

「趙榮順のことはいつも喉になにかがひっかかっているかのように感じていましたが、今日ようやくすがすがしく感じることができます」

とおっしゃったので、わたくしも、

「はなはだうれしうございます。わが家にかかわったことで重い罪を受け、その家でわたくしを恨むこといかほどであろうと、ずっと気掛かりでした。この気掛かりはいいようのないほどで、今日、官位を回復していただき、まことにうれしうございます」

と申し上げた。

先王はそれに答えて、

「趙榮順にはもともと罪がなかったのです。あのとき、鄭妻が、『あの年のようなことがふたたび起こりましよう』といて、世間を脅して回つたために、行き掛かりで、趙榮順が罪を得たのであり、まったくの冤罪だったのです。

当時、奉朝賀¹⁴⁾であつたお祖父さまが司饗院¹⁵⁾に座して、もろもろの大臣ど

もに向かい、『あの年のようなことがふたたび起こりましょう』といったのですが、いったいだれがそれを伝えたのか、わたしの耳にも達したのです。わたしはほんとうかどうか知ろうとしましたが、宰相たちはそんなことは聞かなかったといっていました。実は噂が変じて、司饗院で出た話しではなく、ただ鄭光漢が噂を伝え聞いて広め、それがさまざまに変化したものだったのですが、しかし、もとはといえば、鄭妻のことばが原因となって、噂が流れたのです。

奉朝賀に関わりのないことははっきりしており、奉朝賀が冤罪であった以上、まして趙榮順がどうして罪に当たりましょう。今回、己丑の年の件は明白になりましたが、これは趙榮順のためにしたことでなく、むしろ奉朝賀の潔白を明らかにしようとしたまでのことです」

とおっしゃった。

わたくしはお父上のために感謝のことばを何度も申し上げたが、これで見ると、先王は己丑の年のことをよく追悔なさっており、「あの年のようなことがふたたび起こる」ということばについては、お父上に罪のないことをよくご存じであることが理解できたのであった。それが、鄭妻の企みによって、母と子の間、そして外家の情というものが、台無しにされてしまったのであったから、これがどうして凶悪ではないといえようか。

その後からは、人心と権勢のありかが変化して、厚謙は内で、亀柱は外で、たがいに謀りごとをめぐらして、庚寅の年(1770)には初めて韓鑰の讒訴¹⁶⁾が現われ、続いて、辛卯の年(1771)、壬辰の年(1772)の事件¹⁷⁾が起こるのだが、わが家がそこに至る伏線は己丑の年のことにあったのだった。

壬辰の年の亀柱の上訴のときには、先王も真剣に外家を救おうとなさって、鄭妻の害心と厚謙の巧みなことばでもってしても、わが家をつぶすことはできないとお考えになり、お父上を救われ、亀柱にもきびしい戒めのおことばが何度もくださったのであった。

丙戌の年(1766)以後、鄭妻は中宮殿との穏やかだった間もうつろい、厚謙や亀柱といっしょにお父上を害そうとしたのも束の間、わが家を陥れようとした亀柱は斥けられた。鄭妻は居住していた建物が中宮殿と近いのを厭い、離れようとして、迎善堂という建物に移ったのであったが、そのときには、世孫のお年もようやく長じ、学問もすばらしく進んだご様子で、それまでは鄭妻と一時もお離れにならなかった密着ぶりがすこしは減じていったようであった。このことで見ても、鄭妻に

夫と子どもがいて、家庭の妙味というものがわかっていたならば、このような混乱を起こすには至らなかったと思われ、それを思うと、そぞろあわれを催すのである。

鄭妻の養子の厚謙という男は文章も巧みで、行いに礼がそなわっていたが、奇特なことばでたぶらかし、世孫には、わたくしの息子として振る舞われることはないといったようであったが、どうしてそのようなことをいったのであったろう。

世孫がしだいに成育なさるや、宮女たちに目をおかけにならないか、宦官でも愛しなさって、お戯れにならないか、稲妻のように目を光らせていたので、世孫はしばらくご休息のあいだであっても、まったく注意を怠るということではできず、両宮のあいだの仲違いは庚寅の年（1770）からはなはだしくなっていた。まったくその形跡がなく、たいしたことでもないことに、傷を求め、事をあらだて申し上げ、その間、世孫嬪を傷つけ申すことはなはだしく、そうした出過ぎた行いが多く、千度、百度に上り、どうしてそのすべてを記録できようか。

世孫は臥し床のことについては淡泊でいらっしやって、ご夫婦の仲はとても琴瑟相和しといったぐあいにしっくりとはいかなかったにしても、問題があるわけではなかったのだ。ところが、あの人が掌に禍福を握って、生命にかけても、他人の夫婦間を引き裂こうとしているようでは、たとえ仲良くなさろうというおつもりであったところで、どうしてそうすることができたろうか。

そのような状態では男児が生れる慶びは望むべくもなく、お父上はおふたりのご夫婦仲がしっくりいって、しとねをともになさり、子どもを生産なさるように、昼夜となくお祈りになって、参内なさったときには、

「仲良くなさいませう」

と心からお諫めになり、わが兄弟たちの憂慮と心配もたいへんなものであったが、おふたりのご夫婦仲はいつこうによくならなかった。

困ったことに男児の誕生はないのではないかと気をもんでいるところに、亀柱という男は、外部に、

「世孫にみ子がお生れにならないのはご病気だからだ」

とふれまわり、いつそう民心が動揺したのであった。その心術は、今になって考えても、凶悪であることはなはだしい。

亀柱は、その人の性癖として、事を起こさねば気のすまないようなところがあった、わが家をそしり、嫌ったのはもとより、世孫がその岳父に情をお移しになっ

て、その息子の金基大が文章もよくし、春坊に出入りして寵愛されたので、世孫の妻家をまた陥れようとして、新たな讒言を無数に行ったのであった。

世孫嬪をも興政堂にお住ませにならぬよう世孫をそそのかしていたところ、意外にも、壬辰の年（1772）の七月に清原府院君が亡くなった。そのとき、世孫はお寝みになっていたが、その訃報をお聞きになって、仁厚なるお心に驚愕なさり、鄭妻のところに行かれたが、ご様子も惨憺たるありさまで、涙が流れ落ち、お気の毒なこと、窮まりなかった。わたくしはそれを拝見して、おなぐさめ申したが、なかなかお悲しみを癒すことはできなかった。ところが、鄭妻は、世孫が死んだ岳父をお悼みになって、嬪宮にお心をお傾けになるのではないかと心配して、突然、

「そのことがそのように大切で、そのように哀しむべきことなのでしょう。それなら、その人の肖像を描かせ、もっていればいいではありませんか」

といったのであった。

わたくしはそれを聞いておどろき、そのときその人を忌むまいとする気持ちはあったものの、そのことばがあまりに凶悪で、不吉であったから、鳥肌立つのを覚え、

「これはいったいどういうおつもりのおことばでしょうか。今日は酔っておいででしょうか。ことばを選ばずに、たった今亡くなられた人のことをおっしゃる。

これは尊い方に対して、いうべきことなのでしょうか」

といったので、その人自身、不謹慎なことをいったと自覚し、世孫の気色も損ねたので、今度は罪滅ぼしのように、

「申し訳のうございました」

といい、

「たとえわが子も保たず、嫁と孫女もみな奴とし、婢として、自分自身は絶海の孤島に流されたとしても、この罪をあがなうことはできません」

といった。思わず礼を失すことをいい、自己が不遜違命なることをさらけだしたので、部屋の中に座ったまま、そのおぞましい声で叫んだが、後にそのことばどおりになってしまって、実際に非常な事態に立ち至ってしまった。それもこれも鬼神のなさしめたところであつたらうか。

鄭妻はたとえ人物が怪しからず、千変万化であつたにしても、実は一個の婦女に過ぎなかった。宮中という特別なところで長じ、厚謙のような者が現われなければ、朝廷に干渉し、権力をもてあそぶ意志をどうしてもっていたらうか。

わたくしには厚謙が毒物であることがわかっていたが、庚辰の年（1760）に小朝が温陽へ微行をくり返し、

「もしこのことが思うようにならなければ、おまえの子どもを殺すぞ」

と、鄭妻におっしゃって、厚謙を捕えて閉じ込めて置かれたが、そのとき厚謙の年齢は十二歳であった。いかにも幼かったものの、すこしも恐れる様子がなく、気ままに振る舞っていたが、特別な毒物でなければ、どうしてそのようでありえたらう。

この者は早熟で、暗愚ではなかったものの、善良かつ上品に振る舞うことには飽きたらず、傲慢かつ放埒で、早く宮廷に入って、わがお父上を除去し、自身が権勢をふるおうと、自身の母親を利用して、権勢をつかんだのだった。争いごとを好み、猜疑心が旺盛で、人を害することを好んだ。母親は、子がなにかいえば、そのことばどおりにして、変乱が無数に起こることとなったが、その母とその子が時を得て、国家を乱してしまうに至って、ただただ天意を慨嘆するしかなかった。

厚謙が外で権勢をふるい、百僚をあたかも奴隷のように扱い、一世を風靡したのであったが、わたくしは宮中の奥深くにいて、どうしてそのすべてを知ることができたであろうか。その悪逆の最大のものといえば、庚寅の年（1770）と辛卯の年（1771）のあいだ、亀柱と謀ってお父上を害そうとしたことがそれであり、また壬辰の年（1772）には「通清」¹⁸⁾のことで金致仁を追放したが、これもまた信じられぬようなことであった。

英廟の不偏不党の方針の後には、どのような官職の任用においても、老論と少論を混ぜ、どちらか一つに偏らないようになさったが、そのとき、なぜか鄭存謙が吏曹判書で、大司成¹⁹⁾を任用しようとしたとき、金鐘秀をその職の首席において、次席のふたりもどちらも老論であった。英廟はそれにお気づきにならず、厚謙はそのとき金致仁と金鐘秀がお父上に同心していることから、自分には事あるごとに相談されることもなく、その任用のことも知らなかったことで、不快に思ったようであった。

厚謙は自分も少論に属し、その妻の家も少論であったから、少論の者たちはみな厚謙のもとに集まり、老論一色がその職を占めることに憤慨した。金致仁が権力をふるうようになるのを嫌い、ひそかにこれを地位に置くべからざることを決めて、厚謙がその旨を自分の母親に告げた。

鄭妻は英廟に讒訴し、英廟はといえば、一つの党派に偏ることをお厭いになって

いたから、金致仁が不偏不党の原則をそこない、金在魯の息子とその甥の鐘秀をももなって偏論しようとしているのをご存じになったものだから、激怒に身体がふるえんばかり、金致仁と甥の鐘秀をみな島流しにすることとし、金致仁はさらに遠くの海南県へ配する命まで降りたのであった。このような例がまたどこにあるか。

鐘秀というののはもともとわが家とは反りがあわず、遠ざかっていたのだが、このことがあって、お父上、ふたりの三寸、すなわち麟漢と駿漢、そして叔弟の楽仁までが、厚謙をかたらってこのことを起こしたと考え、叔弟はことに疑われ、深い恨みを負うことになったのであったが、これはまったくの濡れ衣なのであった。

わが家の人びとには狡猾な人間はいず、どうして金致仁ごときを恨むことがあって、お門違いのことで罪を得よう陥れるようなことをしようか。わたくしの家が老論であったにしても、老論で統一して、わざわざ罪を得ようとする道理がどうしてあろうか。そのとき、王命で清流、名流の家の者の情状酌量がなされたが、この世間にどうして名流、清流の人士が罪される法があろうか。

このことがあって、わが家では厚謙を教導しようとしたものの、三尺の童子でももう聞き分けがなく、かえって笑うべきことであつた。

わたくしの家は、初めは厚謙によって滅びるところであつたが、後にはまた、厚謙母子の力によって保たれることとなり、英廟のご治政のあいだは相はなれることなく、なんとかたがいに協力していったが、最後には、厚謙といっしょに罪を得ることになった。

今になって思えば、辛卯の年（1771）に、お父上²⁰が禍をこうむりなざつても、けつして厚謙を疑うまいとなざつた。

しかし、人の子弟であつて、目前の父兄の惨禍を目のあたりにして、どうして救おうとせずにいられるのであろうか。仲父²⁰を巻き込んだのは、鄭妻母子が前世からもつた業であつたかもしれず、今は慨嘆するのみである。

というのも、わたくしの仲父はお父上の弟として、いずれ世間で功名をお立てになるかと噂された逸材であつたが、実際にはそうならなかつた。しかし、登科の始めには、英廟は、

「大仕事をする人物」

とおっしゃり、その後、

「兄に抜きんでている」

とまでおっしゃって、その境遇は盛んなものであつたのだ。

庚寅の年（1770）以後というもの、お父上の遭遇なされた災難はことばに尽くせないものであったが、仲父の方は王さまの思召しは衰えなかつたので、家中の災難の中にあつても、平安監司にもなり、政丞としてもお勤めになつた。しかし、たとい英廟の思召しによるにしても、官路をお断ちにならなかつたのがはたしてよいことだったのかどうか。

議論する人によっては、お兄さまが難儀に遭つていらつしやるときに、どうして官職に執着なさるのか、厚謙などが権勢をふるつているときに、どうして富貴を貪るような真似をなさるのか、と責める人もいる。罪がましいことだとはわかつていながら、自身も甘受なさり、わたくしどももずっと慨嘆したものであったが、乙未の年（1775）に至つて、代理のこと²¹で逆名を受け、惨禍にお遭ひになつたのはまことに悲惨の極みであり、世間にこうしたことがまたあろうか。

乙未の年、仲父は政丞をなさつていたが、英廟はしだにお年を召して、厚謙はそのおり権勢もなかつたが、わがままに振る舞つて耐えがたいことが多かつた。また洪国栄が世孫の寵愛が盛んで、困つたことが多く、仲父はもともと洪樂純²²と反りが合わなかつた上、国栄というのがまた我慢のならない軽薄才子であつたから、そのときはまだ東宮の隠れた寵愛のあることが子細にわかつていず、わが一家の者は幼い子どものことと見て、

「永安尉²³の子孫にあのような妄物が出現するとはどういうことだろう。家が滅びようという兆しなのだろうか」

といつて、彼に面と向かつて何度か叱責し、戒めたものであつた。

国栄というのはその髪の毛の先を触れただけでも、相手を殺しかねない性格であつたが、お父上のところにやつて来て、

「仲父に便りして、吏判に通じ、わが父の樂春の官位を上げていただきたい」

といつて、初めこそしつこくはなかつたが、二度、三度とやつて来てはごねにごね、仕方なく、お父上はお手紙をお書きになつたことがあつた。国栄は座つたきりで動かず、返事を待つていたものの、長くその返事が来ず、帰ろうとして家の門を出たところで、返事を持つてきた者と出会つて、返事を横取りして読んだところ、仲父の回答には、

「この氣違い小僧のいう官職のことなど、どうしてお手紙に書かれるのですか。

とうてい受け付けられません」

とあつた。

国栄はその返事を読んで、青ざめて死んだかのようにして出て行ったが、その毒を含み持って、後になって結局、惨禍を起こしたのであった。国栄が自身の髪の毛の先を触れられただけでも相手を殺そうとする性癖の害毒はいかほどであったろうか。いつか仲父を亡き者にしようと、時機を窺っていたが、やはり惨禍を起こすべくして起こしたのであった。

仲父の罪科は、代理を阻害したということのほか、国栄を除去しようとしたのは、王世孫の羽翼を切除しようとしたことを意味して大きな罪に当たるというものであったが、これは濡れ衣であることははっきりしていよう。仲父ご自身は世路に長け、鋭敏でいらっしゃったはずなのに、最初は国栄の被っている東宮の隠寵がわからず、叱責の後にはしだいに気づいて、その毒に遭わないかと注意はおさおさ怠られなかったはずである。

乙未の年（1775）の秋十月、英廟は、国栄を濟州監賑御史として派遣しようとなさったが、東宮がそれをさしとめることを請われ、仲父が、

「洪国栄は東宮お付きが長いのでそのままにして、他の文官をこれに代えて濟州島にやるのがいいでしょう」

と申し上げたのであった。そうして、代理として、柳爛というものを濟州島に派遣し、国栄はソウルにとどまったが、もし実際に国栄を剪除しようというつもりがあったなら、この絶好の機会に乗じて、どうして国栄を濟州島にやってしまわなかったであろう。

そのとき、王さまはお年を召していて、痰の症状がしきりに起こり、まつりごとをご覧になることのできないお日も多くなっていた。国家の元老大臣であれば、まさに王の代理をたてることを請うべきであり、それも一日の急を要していたから、だれがそのことに異を唱えたであろう。

己巳の年（1749）の王世子の代理の事²⁴があつて、以後、万事がまがまがしい成り行きとなつてからというもの、わたくしの心の中では王の代理ということが仇敵のようにも思われて、「代理」という二字を聞くだけで、心胆が震えるようであった。たとえ王さまのご病状に見込みがないにしても、東宮が成長なさつて、国家の根本は磐石のはずであったから、国家の安危は代理を置くかどうかにはかかっているようにも思われた。

英廟が代理を置く旨の命令を下された後、内では、鄭妻は、
「これは国家の大事。どうしてわたくしが干渉致しましょう」

といていたが、仲父はそのとき、鄭妻がひそかに英廟になにかよからぬことを耳打ちしないかと気掛かりでもあり、あるいは鄭妻が英廟にとりいって、どのような権勢をふるわないでもなく、代理の件で罨をしかけ、もしそれを承認すれば、にわか騒動を引き起こすつもりであることをはっきりとおさとりになった。英廟の、代理を立てようということばが、すべての臣下の心を試みようとなさるものだとわかり、恐れ畏まって、ひたすら弥縫することを心がけ、人事として、

「あのようなご命令をどうして下されたのだろう。臣子としてとても承服できるものではない」

といて、しばらく見過ごしていらっしやった。

しかし、英廟はしだいに精神が混迷におちいって、うわごとをなさるようになり、事もあろうに、庭試²⁵⁾の命令を下され、日を置かずに進賀²⁶⁾の命令も下された。あるいは肅宗のみ代の宰相で今は亡き金鎮龜を、

「薬房提調に任命する」

という命令を下され、正気を取り戻されることがあれば、

「どうしてこんなことを世間に広めたのか」

と、後悔なさるときが多かった。

この、代理をわざわざ置こうとなさるのがご本心からであったなら、仲父は学識はたとえ不足なさいても、そうしたことを理解する目端は人より抜きんでていらっしやったから、どうして即席に承ってご自身の功になさらないということがあったろうか。

すでに英廟は正気を失っていらっしや、うわごとをなさる。それを恐れて、これは鄭妻が罨をしかけたのだと疑って、かえてこれを避けようとなさり、それが結局は王さまのご意志に背いたという罪になったのだった。

古大臣の風格と節操でもって職務をまっとうし、上に書いたように、王さまのご容態が悪く、国勢が危急の際に、代理を立てることを請わなかったという罪に当たられたものの、ご自身は正当な議論をしているとお思いであったから、惨禍にお遭いになったところで、これをお恨みになるようなことはなかった。東宮の英明でいらっしやることを慮って、権勢をふるうような代理を置くのを阻止し、逆賊の汚名をこうむられたのだが、こうした冤罪がどこにまたあったろう。

仲父の口から出た妄言というのは、乙未の年(1775)の十一月二十日の入侍の際に、英廟が、

「世孫が国事を知っているか、吏曹判書と兵曹判書の事務を知っているか、老論と少論の党争を知っているか、どうして心配せずにいられよう」

とおっしゃったのに対して、仲父が、

「老論と少論の争いなど、世孫がご存じになって、どうということがありましようか」

と申し上げたのが、世間でいわゆる「三不必知」の事件である。すなわち、罪となつたのは、東宮が吏曹判書と兵曹判書の実務について知らず、老論と少論についても知らず、国事についても知らないということで、「三不必知」ということになったのだった。

しかし、実のところ、英廟は一条ずつお尋ねになってお答えをお待ちになり、また仲父がその一条ずつにお答えになつたのではなかった。王さまのお気持ちとしては、世孫の幼さが気掛かりで、

「国事にしろ、吏曹判書と兵曹判書のことにして、また老論と少論のことにして、すべてご存じなく、とてもお気の毒だ」

とおっしゃったので、仲父のおつもりでは、王さまの最後のおことばが老論と少論のことであつたので、

「老論と少論の争いのことなど」

ということばになつたのであつた。

大体、英廟は世孫を格別にお愛しになつていたものの、諸臣がみないちように世孫を褒めることばをお耳になさると、ご自分が老い衰え、対するに、若い東宮に人心が移るのではないかとお疑いになるのではないか、そのように世孫は考えて、いつも臣下たちに、

「大朝がお聞きになつてはいけないので、わたしをあまり褒めないでほしい」

とおっしゃって、約束を取り付けなさつたものであつた。

英廟は一つの党派に偏るのを叱責なさつて、老論とか少論とかいうことばをひとこともおっしゃることがなく、朝廷においては臣下たちはまったく老論、少論のことは口にしないことになつていたのであつたのに、仲父が意見を申し上げ、あえて、

「東宮がどうして老論、少論の争いをご存じないことがありましよう」

とおっしゃった。そこで、英廟は試験なさつて、

「わたしがあれほど禁じている偏論について世孫が知らないというのか」

とおっしゃった。それを弥縫しようとしたために、

「老論と少論のことなどご存じになって、どうということがありましようか」というおことばになったのであろう。

事の成り行きを想像するに、英廟がお尋ねになったのは、

「東宮が吏曹判書と兵曹判書を知っているか」

というだけで、おすませだったのを、仲父が、

「東宮が吏曹判書と兵曹判書をご存じになって、どうということがありましようか」

とおっしゃって、さらに、英廟が、

「老論と少論を知っているか」

とお尋ねになり、また

「ご存じになって、どうということがありましようか」

というお答えをお受け取りになり、また、

「国事を知っているか」

とお尋ねになって、その答えをお待ちになっているところに、そうしたお答えがあるはずもなく、ことばのやり取りとしてもそうなるはずのないことであった。

もとはといえば、君と臣の応酬であって、世孫がこのことも知らず、あのことも知らずとご心配で、不憫にお思いになるお気持ちから、英廟の話題になされたことで、それに対する答えの最後のことばが老論と少論のことであったので、「ご存じだからといって、どうということがありましよう」ということばであったまでのことであった。

仲父の心はといえば、東宮が事ごとにご存じでないことがなく、すべてご存じであると申し上げれば、かねてのあまり褒めすぎないようにという世孫との約束にも背くことになり、また老論と少論のことはいつそう禁忌であったから、ご自身では理を尽くして申し上げられたはずであった。その一言のことば尻を捕えて、それが妄りなことばであったとして、それで罪されることになったわけだが、そんなことで逆賊扱いを受けるというのはまったくの冤罪であり、濡れ衣であった。こんなことで罪を被って、地下においてどうして冥目し、承服することができようか。

そのとき、宮中の情勢と世孫のお気持ちを手紙で知らせておけば、仲父はお気持ちのあるところを汲んで、その失言もなかったであろうに、わたくしの融通の利かない性格はどう変えて、そうすることができたろうか。

家中に手紙を書くのにも、洩れることがないかと不安で胸騒ぎがするようであり、あらかじめ便りすることなどなく、また外家としてお仕えするのにどんな是非が生じるか、鄭妻の讒言が聞き入れられはしないか、英廟が激怒なさらないかと考えながら、嫌疑を避けるのは道理で、以前にも増していっそう気遣いして、家の中では議論すらしめないようにしたのだったが、今となって考えれば、わたくしの不首尾であり、わたくしの罪であり、どのようなことばで悔いても、悔いを晴らすことができない。

〔訳注〕

- 1) 和平翁主の亡くなる前。翁主は英祖 24 年戊辰(1748)に夭折した。
- 2) 英祖 41 年、思悼世子の三年の喪が明けるやいなや、世孫を思悼世子の亡兄の孝章世子の養子としたこと。
- 3) 己丑の年、すなわち英祖 45 年、世孫が忍び歩きをしたとして、鄭妻の奸計によって、その外祖父である洪鳳漢が諫めたことにより、恨みを買ってしまったこと。
- 4) 金亀柱。英祖の継妃である貞純王后金氏の兄。
- 5) 日城尉鄭致達の三寸。官職は領議政に上った。
- 6) 鄭暉良の甥の妻、すなわち鄭妻和緩翁主。
- 7) 鄭厚謙。鄭妻の養子。
- 8) 大科と小科。すなわち文科である大科と生員と進士を選ぶ小科。
- 9) 王后、すなわち英祖の継妃である貞純王后。
- 10) 著者特有の反語的表現。
- 11) 恵慶宮洪氏の二女である清璿郡主の花婿である鄭在和。副尉は世子の娘婿をいう。
- 12) 正祖の舅である清原府院君金時默。
- 13) 英祖 45 年己丑に、世孫の外出のことで別監たちを配流したが、当時刑曹参判であり、後に失脚した。
- 14) 従二品の官僚が引退の後に任命された職名。終身の俸禄を受け、儀式のときにだけ出仕した。ここでは、正祖の外祖父の洪鳳漢。
- 15) 宮廷内の食事の用意に当たる官銜。
- 16) 清州人。韓諭が人に教唆されて、洪氏の家を陥れれば、士類に取り立てられるということばを信じ、洪鳳漢を逆賊だと上疏した事件。
- 17) 英祖 47 年 2 月、思悼世子の庶子の禍と禳に、洪鳳漢がいろいろと便宜を図ったことが世間の誤解となり、世孫に対して二心があるとして、官職を削奪されたこと。

- 18) 官職の任用に老論と少論の党派の者を混用して、偏りをなくすこと。
- 19) 成均館における正三品の最高の官職。
- 20) 洪麟漢。
- 21) 英祖 51 年 11 月、洪麟漢が王世孫の代理摂政を阻止したことで、行副司直の徐命善が洪麟漢や韓翼謨などを罰することを上疏したこと。
- 22) 洪国栄の伯父で、官職は左相。
- 23) 宣祖の駙馬（娘婿）の永安尉洪柱元。作者の五代の祖。
- 24) 英祖 25 年正月 23 日、王世子が代理を命じられたこと。
- 25) 国家の慶事があったときに宮中で行われた科挙。
- 26) 国家に喜ばしいことがあったときに百官が行った朝賀。